

第212期定時株主総会
その他の電子提供措置事項
(交付書面省略事項)

業 特 親 会 計 所 貸 損 株 個 連 連 連 会 連 結 計 監 査 等 委 員 会	務 の 適 正 を 確 保 す る 事 項 他 表 書 表 書 表 書 監 査 報 告 書	子 会 社 に 関 す る 事 項 他 表 書 表 書 表 書 監 査 報 告 書	と の 間 の 取 引 に 関 す る 事 項 他 表 書 表 書 表 書 監 査 報 告 書	の 対 計 算 記 帳 簿 等 に 関 す る 事 項 他 表 書 表 書 表 書 監 査 報 告 書	借 益 別 貸 損 注 入 金 等 に 関 す る 事 項 他 表 書 表 書 表 書 監 査 報 告 書	主 資 本 等 変 動 計 算 記 帳 簿 等 に 関 す る 事 項 他 表 書 表 書 表 書 監 査 報 告 書	結 算 書 類 に 係 る 事 項 他 表 書 表 書 表 書 監 査 報 告 書	監 査 人 の 監 査 報 告 書 監 査 人 の 監 査 報 告 書
---	---	---	--	--	---	--	---	--

2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月31日まで

業務の適正を確保する体制

(1) 内部統制システム構築の基本方針

当行は、会社法第399条の13第2項の規定に則り、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について、取締役会において「内部統制システム構築の基本方針」を決議しております。その内容は以下のとおりであります。

内部統制システム構築の基本方針

当行は、「内部統制システム構築の基本方針」を以下のとおり定める。本決議に基づく内部統制システムの構築は、当行の行是「堅実経営」を具現するものであり、必要ある場合は速やかに見直すものとする。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- (1) 全役職員に法令・定款の遵守を徹底するため、「コンプライアンス基本方針」を定め、リスク統括部を統括部門とするコンプライアンス態勢を整備する。
- (2) 経営管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項の協議・決定やコンプライアンス態勢の実効性の検証等を行う。
- (3) 事業年度ごとに当行グループ全体のコンプライアンスを含む「リスク管理プログラム」を策定し、進捗状況を管理・検証することにより、継続的なコンプライアンス態勢の充実・強化を図る。
- (4) コンプライアンスの遵守基準として「職員倫理」を制定し、全役職員に銀行の社会的使命の自覚を促し、信用保持に向けた意識づけを図る。また、法令・定款等に違反する行為を発見した場合の報告体制として内部通報制度を構築する。
- (5) 「お客さま本位の業務運営に関する取組方針」を定め、お客さまにあわせた最善のサービスの提供により、金融商品販売に関する業務において、お客さま本位の業務運営を実践する。
- (6) 財務報告に係る内部統制および開示統制に関する態勢を整備する。
- (7) 「マネー・ローンダリング／テロ資金供与等防止基本方針」を定め、マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与等に関与すること、または巻き込まれることを防止するための態勢を整備する。

- (8) 「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、反社会的勢力との関係を遮断し、被害を防止するための態勢を整備する。
- (9) 内部統制の妥当性と有効性を監査する部門として監査部を設置し、当該部門の陣容・専門性に十分配慮した人員配置を行う。
- (10) 監査部は、「内部監査基本方針」に基づき、コンプライアンス態勢の適切性を検証する。また、検証結果を定期的または必要に応じて取締役会および監査等委員会に報告する。

2. 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- (1) 取締役の職務の執行に係る情報の取扱いは、行内の各規程に従い、①取締役会、常務会、経営管理委員会、A L M委員会および四国アライアンス推進委員会等の重要な会議の議事録、②立案書、③取締役を最終決裁者とする契約書類、④その他取締役の職務執行に関わる書類等を適切に保存および管理（廃棄を含む）し、閲覧可能な体制を維持する。
- (2) 「情報資産管理基本規程」、顧客情報保護に関する規程等を制定し、法令等遵守と信用の保持のため厳正な情報管理態勢を構築する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 統一的かつ網羅的なリスク管理統括部門としてリスク統括部を設置する。
- (2) リスク管理の基本である「統合的リスク管理方針」に基づき、「統合的リスク管理規程」およびリスクカテゴリーごとに「リスク管理規程」を制定し、各リスク管理部門が当該リスクを管理する。
- (3) 経営管理委員会およびA L M委員会を設置し、リスク管理に関する重要事項の協議・決定やリスク管理態勢の実効性の検証等を行うとともに、市場環境の変化によるリスクの変化を把握し、資産・負債の総合的管理を実施する。
- (4) 事業年度ごとに当行グループ全体の「リスク管理プログラム」を策定し、進捗状況を管理・検証することにより、継続的なリスク管理態勢の充実・強化を図る。
- (5) 「緊急事態管理規程」を制定するとともに、災害・障害等の発生時に備えて、業務継続計画を含む対応マニュアルを整備することにより、当行グループ全体で危機管理体制を構築する。
- (6) 監査部は、「内部監査基本方針」に基づき、リスク管理態勢の適切性を検証する。また、検証結果を定期的または必要に応じて取締役会および監査等委員会に報告する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 経営戦略、個別の業務戦略および各種リスク管理等に関する事項を協議する機関として、常務会、経営管理委員会、ALM委員会、四国アライアンス推進委員会および経営会議を設置する。
- (2) 取締役会は、代表取締役およびその他の業務を執行する取締役ならびに執行役員に職務分掌に従い、職務執行を行わせる。
- (3) 適正な自己資本維持による健全性と株主価値向上を勘案し、当行グループ全体の経営計画および業務運営計画の策定を行う。
- (4) 重要な業務執行として、「取締役会規則」に付議事項を定め、これを遵守し、審議の過程においては善管注意義務および忠実義務に基づき意思決定を行うものとする。
- (5) 日常の職務遂行に際しては、「内規」「職務権限規程」等に基づき権限の委譲を行い、各責任者が委譲された権限を行使し、適切に業務を遂行する。

5. 当行および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1) 当行は、「内部統制システム構築の基本方針」に従い、グループ全体でのガバナンス態勢、リスク管理態勢、コンプライアンス態勢を確立する。
- (2) 取締役会は、当行がグループ経営を行うにあたっての基本的事項を定めた「グループ会社管理規程」を制定し、グループ連結経営の効率化と適正化を図る。
- (3) 当該規程に基づき、四半期ごとに子会社による業務執行状況報告会を開催し、経営内容の把握とリスク情報の共有化を行う。
- (4) 各子会社にコンプライアンス委員会およびコンプライアンス統括部門を設置し、コンプライアンス態勢を構築する。
- (5) 当行グループ内の取引は、法令、社会規範等に照らし適切な条件で行うものとする。
- (6) 子会社のガバナンス強化のため、当行取締役が子会社の監査役に就任する。
また、業務の執行状況の適正性を監査するために監査部による監査を行う。
- (7) 当行と子会社との間における不適切な取引または会計処理を防止するため、リスク統括部は、子会社のコンプライアンス統括部門等と十分な情報交換を行う。
- (8) 法令等に違反する行為を発見した場合の報告体制として、各子会社に内部通報制度を構築する。

6. 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことならびに当該使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

- (1) 監査等委員会の職務を補助すべき部署として監査等委員会室を設置し、専任の職員を1名以上配置する。
- (2) 監査等委員会室付職員の任命・異動については、監査等委員会と事前に協議する。
- (3) 当該職員の人事考課は、常勤監査等委員が行う。
- (4) 当該職員は、当行の業務執行に関わる役職を兼務せず、監査等委員会の指揮命令下で職務を遂行する。

7. 当行および子会社の役職員が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

- (1) 当行および子会社の役職員は、取締役会その他の会議において業務執行状況およびその他の必要な情報提供を行う。
- (2) 当行および子会社の役職員は、監査等委員会に対し一定の事項について速やかに報告を行う。
- (3) 当行および子会社の役職員は、監査等委員会が監査に必要な決裁文書等を、常時閲覧できる体制をとる。

8. 報告者が監査等委員会への報告を理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会に対し上記7.(2)の報告を行った当行および子会社の役職員が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けることを禁止し、その旨を当行および子会社の役職員に周知徹底する。

9. 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員が監査等委員会の職務の執行について、当行に対し、会社法第399条の2第4項に基づく費用の前払等の請求をしたときは、経営統括部において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

10. その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 代表取締役は、監査等委員と定期的な意見交換を行い、意思疎通を図る。
- (2) 監査等委員会とリスク統括部・監査部・会計監査人が情報交換を行い、緊密に連携できる体制を構築する。
- (3) 監査等委員会は、監査に必要あるときは、独自に弁護士、公認会計士、コンサルタント等の専門家と契約を行うことができる。

(2) 内部統制システムの運用状況の概要

当行では、業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）について、経営管理委員会において執行状況・管理態勢等の評価を行うとともに、「内部統制システム構築の基本方針」の見直しの必要性の有無を定期的に検討し、取締役会に報告することにより、内部統制システムの整備とその適切な運用に努めております。

「内部統制システム構築の基本方針」に基づく運用状況の概要は以下のとおりであります。

1. 取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することならびに取締役の職務の執行が効率的に行われることの確保

取締役会を12回開催し、経営計画、業務運営計画および予算の策定などについて審議を行ったほか、業務執行状況等のモニタリングを行いました。当行では、コンプライアンスを経営の最重要課題の一つとする「コンプライアンス基本方針」を定め、全役職員に法令・定款の遵守を徹底しています。また、取締役会の決議により、業務執行上の一定の重要事項については、常務会、経営管理委員会、ALM委員会および四国アライアンス推進委員会等に委任し、効率的な意思決定を行いました。

2. コンプライアンス態勢

コンプライアンスに関する重要事項を協議する全行的機関として経営管理委員会を設置し、コンプライアンスに関する重要事項の協議・決定やコンプライアンス態勢の実効性の検証等を行っています。事業年度ごとにコンプライアンスに関する具体的な計画として当行グループ全体のコンプライアンスを含む「リスク管理プログラム」を策定し、経営管理委員会・取締役会に進捗状況等を報告しました。

3. リスク管理態勢

統合的リスク管理態勢の整備・確立を経営の最重要課題の一つとする「統合的リスク管理方針」を定め、リスクカテゴリーごとに「リスク管理規程」を制定しています。事業年度ごとにリスク管理に関する具体的な計画として当行グループ全体の「リスク管理プログラム」を策定し、経営管理委員会・取締役会に進捗状況等を報告しました。

4. 当行および子会社から成る企業集団における業務の適正の確保

各子会社においても「内部統制システム構築の基本方針」を制定し、グループ全体でのガバナンス態勢、リスク管理態勢、コンプライアンス態勢を確立しています。各子会社に内部通報制度を構築しているほか、四半期ごとに各子会社の業務執行状況報告会を開催し、経営内容および各子会社の課題について報告を受け、情報の共有化を図りました。

5. 監査等委員会の監査が実効的に行われることの確保等

監査等委員会とリスク統括部・監査部・会計監査人が適宜・適切に意見交換・情報交換ができる態勢としています。また、代表取締役と監査等委員会との定期会合を実施し、当行が対処すべき課題、銀行を取り巻くリスク、監査等委員会監査の環境整備の状況など幅広く意見交換を行いました。

特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

親会社等との間の取引に関する事項

該当事項はありません。

会計参与に関する事項

該当事項はありません。

その他

会社法第459条第1項の規定による定款の定めがあるときは、当該定款の定めにより取締役会に与えられた権限の行使に関する方針

当行は、株主さまへの利益還元を重要な経営課題として認識しており、将来の収益基盤の強化に向けた内部留保の充実に努めるとともに、株主各位に対し安定的かつ積極的な利益還元を継続して行うことを基本方針としております。

この方針のもと、配当と自己株式取得額を合わせた株主還元率は、親会社株主に帰属する当期純利益の40%以上とすることを目標といたします。

第212期末（2024年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科目	金額
資産の部	
現金預け金	402,270
現金	29,847
預け金	372,422
買入金銭債権	720
有価証券	1,060,236
国債	157,058
地方債	158,531
社債	271,282
株式	179,410
その他の証券	293,953
貸出金	2,339,844
割引手形	7,814
手形貸付	73,559
証書貸付	2,142,759
当座貸越	115,711
外国為替	7,247
外国他店預け	7,155
買入外国為替	4
取立外国為替	87
その他資産	51,204
未収収益	3,360
金融派生商品	11,957
金融商品等差入担保金	9,668
その他の資産	26,219
有形固定資産	36,493
建物	14,074
土地	20,481
リース資産	56
建設仮勘定	419
その他の有形固定資産	1,462
無形固定資産	3,916
ソフトウェア	3,810
その他の無形固定資産	106
支払承諾見返	9,302
貸倒引当金	△ 16,619
資産の部合計	3,894,617

科目	金額
負債の部	
預金	3,202,530
当座預金	207,654
普通預金	1,994,841
貯蓄預金	30,989
通知預金	9,678
定期預金	871,451
定期積金	6,239
その他の預金	81,675
譲渡性預金	138,458
コールマネー	4,996
債券貸借取引受入担保金	4,315
借入金	143,336
借入金	143,336
外国為替	11
売渡外国為替	10
未払外国為替	0
その他負債	35,206
未決済為替借	0
未払法人税等	2,022
未払費用	841
前受収益	669
給付補填備金	0
金融派生商品	21,763
金融商品等受入担保金	6,858
リース債務	61
資産除去債務	134
その他の負債	2,856
役員賞与引当金	52
株式報酬引当金	313
睡眠預金払戻損失引当金	141
偶発損失引当金	1,398
繰延税金負債	29,294
再評価に係る繰延税金負債	2,514
支払承諾	9,302
負債の部合計	3,571,873
純資産の部	
資本金	23,452
資本剰余金	16,232
資本準備金	16,232
利益剰余金	192,549
利益準備金	14,064
その他利益剰余金	178,485
固定資産圧縮積立金	560
株式消却積立金	2,015
別途積立金	157,520
繰越利益剰余金	18,390
自己株式	△ 2,541
株主資本合計	229,694
その他有価証券評価差額金	85,859
繰延ヘッジ損益	2,430
土地再評価差額金	4,759
評価・換算差額等合計	93,049
純資産の部合計	322,743
負債及び純資産の部合計	3,894,617

第212期（2023年4月1日から 2024年3月31日まで）損益計算書

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		59,223
資金運用収益	45,525	
貸出金利息	25,825	
有価証券利息配当金	16,851	
コールローン利息	2,419	
預け金利息	426	
その他の受入利息	3	
信託報酬	2	
役務取引等収益	8,364	
受入為替手数料	1,416	
その他の役務収益	6,948	
その他業務収益	1,444	
国債等債券売却益	1,375	
国債等債券償還益	3	
金融派生商品収益	40	
その他の業務収益	25	
その他経常収益	3,886	
償却債権取立益	938	
株式等売却益	2,783	
金銭の信託運用益	0	
その他の経常収益	163	
経常費用		42,979
資金調達費用	8,499	
預金利息	925	
譲渡性預金利息	10	
コールマネー利息	453	
債券貸借取引支払利息	262	
借用金利息	0	
金利スワップ支払利息	4,435	
その他の支払利息	2,412	
役務取引等費用	1,207	
支払為替手数料	220	
その他の役務費用	987	
その他業務費用	1,042	
外国為替売買損	19	
国債等債券売却損	1,023	
営業経費	28,719	
その他経常費用	3,508	
貸倒引当金繰入額	2,397	
貸出金償却	7	
株式等売却損	636	
株式等償却	207	
その他の経常費用	260	
経常利益		16,244
特別利益		12
固定資産処分益	12	
特別損失		663
固定資産処分損	109	
減損損失	553	
税引前当期純利益		15,593
法人税、住民税及び事業税	4,172	
法人税等調整額	206	
法人税等合計		4,379
当期純利益		11,213

第212期（2023年 4 月 1 日から
2024年 3 月31日まで）株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株 主 資 本		
	資 本 金	資 本 剰 余 金	
		資本準備金	資本剰余金合計
当期首残高	23,452	16,232	16,232
当期変動額			
剰余金の配当			
株式消却積立金の積立			
別途積立金の積立			
当期純利益			
自己株式の取得			
自己株式の処分			
土地再評価差額金の取崩			
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)			
当期変動額合計	—	—	—
当期末残高	23,452	16,232	16,232

(単位：百万円)

	株 主 資 本							
	利 益 剰 余 金						自己株式	株 主 資 本 合 計
	利益準備金	その他利益剰余金				利益剰余金 合 計		
		固 定 資 産 圧縮積立金	株 式 消 却 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金			
当期首残高	14,064	560	15	150,520	18,702	183,862	△846	222,701
当期変動額								
剰余金の配当					△2,559	△2,559		△2,559
株式消却積立金の積立			2,000		△2,000	—		—
別途積立金の積立				7,000	△7,000	—		—
当期純利益					11,213	11,213		11,213
自己株式の取得							△1,747	△1,747
自己株式の処分							51	51
土地再評価差額金の取崩					33	33		33
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	—	—	2,000	7,000	△312	8,687	△1,695	6,992
当期末残高	14,064	560	2,015	157,520	18,390	192,549	△2,541	229,694

(単位：百万円)

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他の 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	42,395	△297	4,792	46,890	269,592
当期変動額					
剰余金の配当					△2,559
株式消却積立金の積立					—
別途積立金の積立					—
当期純利益					11,213
自己株式の取得					△1,747
自己株式の処分					51
土地再評価差額金の取崩					33
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	43,463	2,727	△33	46,158	46,158
当期変動額合計	43,463	2,727	△33	46,158	53,150
当期末残高	85,859	2,430	4,759	93,049	322,743

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

2. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

3. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 19年～50年

そ の 他 4 年～ 8 年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内ににおける利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

4. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額（以下、「非保全額」という。）に対する予想損失額を計上しております。予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の

一定期間における平均値に基づく予想損失率により算定しており、予想損失率には、必要と認める下限値を設定しております。

「資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）」や「十分な資本的性質が認められる借入金」については、「資本性適格貸出金に対する貸倒見積高の算定及び銀行等金融機関が保有する貸出債権を資本性適格貸出金に転換した場合の会計処理に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第32号2020年9月9日）に基づき算定しております。

上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づく予想損失率により算定しております。ただし、「道路貨物運送業」の業種に属する債務者のうち、業況が低調または不安定な債務者については、債権額に、今後発生が見込まれる信用リスクの増加を勘案した予想損失率を乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,170百万円であります。

(2) 役員賞与引当金

役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

(3) 株式報酬引当金

株式報酬引当金は、役員への当行株式の交付等に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に対する株式給付債務の見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(4) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

(5) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

6. 退職給付に係る会計処理の方法

当行はリスク分担型企業年金制度及び確定拠出年金制度を採用しており、要拠出額をもって費用処理をしております。

7. 収益の計上方法

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当行は、次の5つのステップを適用し顧客との取引に関する収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当行の顧客との取引に関する収益は、主として約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で認識される取引サービスに係るものであり、為替業務等に係る手数料、資金取引等に係る手数料、証券業務等に係る手数料、代理業務等に係る手数料、その他銀行サービスの提供等に係る手数料等が含まれます。

8. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。なお、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同一のヘッジについては、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動をほぼ相殺しているため、有効性の評価を省略しております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号2020年10月8日)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

9. 消費税等の会計処理

有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当事業年度に係る計算書類に計上した額

貸倒引当金 16,619百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は「重要な会計方針」「5. 引当金の計上基準」「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者の将来の業績見通し」であります。「債務者の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

また、「道路貨物運送業」においては、燃料費や人件費の上昇が業績に与える影響が強まっており、加えて2024年度以降は運転手の労働時間に上限が課せられることから更なるコストの増加などの懸念があります。このため、当該業種の一定の債務者については、他の業種と比べて信用リスクが高まると仮定し追加的な貸倒引当金を計上しております。これによる貸倒引当金の増加額は、1,106百万円であります。

③ 翌事業年度に係る計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化及び「道路貨物運送業」における環境の変化が、当事業年度末の見積りに用いた仮定と大きく異なる場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

会計上の見積りの変更

(貸倒引当金の計上方法の変更)

当行の貸倒引当金については、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先以外の債権のうち、「宿泊業」、「飲食業」など新型コロナウイルス感染症の影響が大きい業種の一定の条件に該当する債務者に係る債権については、次のとおり予想損失額を算定しておりました。

① 条件変更を行っていない債務者については、債権額に、条件変更を行った際に発生が見込まれる信用リスクの増加を勘案した予想損失率を乗じた額を計上

② 条件変更を行っている債務者については、債務者区分に応じた予想損失額に加え、非保全額に一定の毀損率を乗じた額を計上

しかしながら、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における「感染症」の位置づけが「5類感染症」に移行し、「宿泊業」、「飲食業」などの業種においても影響が薄れているとみられることから、当事業年度末において追加的な引当は計上しておりません。これによる貸倒引当金の減少額は、583百万円であります。

一方、「道路貨物運送業」においては、燃料費や人件費の上昇が業績に与える影響が強まっており、加えて2024年度以降は運転手の労働時間に上限が課せられることから更なるコストの増加などの懸念があります。このため、当該業種の一定の債務者については、他の業種と比べて信用リスクが高まると仮定し追加的な貸倒引当金を計上しております。これによる貸倒引当金の増加額は、1,106百万円であります。

この見積りの変更により、当事業年度末の貸倒引当金は522百万円増加し、当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ522百万円減少しております。

追加情報

(役員報酬B I P 信託)

当行は、中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的とし、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役である者を除く。）及び執行役員（取締役と併せて以下、「取締役等」という。）を対象に、「役員報酬B I P 信託」による業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。なお、2023年7月24日開催の取締役会決議に基づき、本制度の信託期間を2023年8月31日から2028年8月31日まで5年間延長いたしました。また、224百万円を追加拠出し、2023年8月に株式市場から当行株式112千株を取得いたしました。

1. 取引の概要

当行が定める株式交付規程に基づき、取締役等に対し、業績及び役位に応じてポイントを付与し、そのポイントに応じた当行株式及びその換価処分金相当額の金銭を退任時に信託を通じて交付及び給付します。

2. 信託が保有する当行の株式に関する事項

- (1) 信託が保有する当行の株式は、株主資本において自己株式として計上しております。
- (2) 信託における当事業年度末の帳簿価額は840百万円であります。
- (3) 信託が保有する当行の株式の当事業年度末の株式数は283千株であります。

注記事項

(貸借対照表関係)

1. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、国債に64,560百万円含まれております。
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返の各勘定に計上されるものと並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	17,500百万円
危険債権額	24,756百万円
三月以上延滞債権額	807百万円
貸出条件緩和債権額	4,720百万円
合計額	47,784百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,818百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 179,631百万円

担保資産に対応する債務

預金 6,641百万円（日本銀行代理店契約によるもの）

債券貸借取引受入担保金 4,315百万円

借入金 142,600百万円

上記のほか、為替決済、公金事務取扱等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券1,391百万円及びその他の資産20,042百万円（中央清算機関差入証拠金20,000百万円、その他の資産42百万円）を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金278百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は377,755百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが367,585百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条のうち第1号に定める地価公示価格、第2号に定める基準地標準価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,713百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 31,265百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額 673百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は17,343百万円であります。

10. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、事務機器の一部については、所有権移転外ファイナンス・リース契約により使用しております。

11. 関係会社に対する金銭債権総額 12,913百万円

12. 関係会社に対する金銭債務総額 9,174百万円

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益

資金運用取引に係る収益総額 42百万円

役務取引等に係る収益総額 208百万円

その他業務・その他経常取引に係る収益総額 45百万円

その他の取引に係る収益総額 一百万円

関係会社との取引による費用

資金調達取引に係る費用総額 0百万円

役務取引等に係る費用総額 0百万円

その他業務・その他経常取引に係る費用総額 一百万円

その他の取引に係る費用総額 267百万円

2. 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落した事業用資産等並びに移転・建替えの決定に伴い除却を予定している資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額553百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

区 分	地 域	主な用途	種 類	減損損失
稼動資産	徳島県内	営業店舗等 14か所	土地及び建物	539百万円
			(うち土地	266百万円)
			(うち建物	272百万円)
遊休資産	徳島県内	遊休資産 3か所	土地	14百万円
合 計			土地及び建物	553百万円
			(うち土地	281百万円)
			(うち建物	272百万円)

グルーピングの方法

資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）で行っております。

回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。ただし、移転・建替えの決定に伴い除却を予定している資産については回収可能価額を零としております。

3. 関連当事者との取引

(1) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
子会社	阿波銀保証株式会社(注)	徳島市	110	信用保証業務	所有 直接 100	各種ローンの被債務保証取引役員の兼任	ローン債権の被保証	256,905	—	—

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 阿波銀保証株式会社より、当行の住宅ローン等について保証を受けております。

なお、保証条件については、商品ごとに保証対象の住宅ローン等の信用リスク等を勘案し、決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金(百万円)	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額(百万円)	科目	期末残高(百万円)
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	浜尾木工株式会社(注) 1	徳島市	10	家具製造業	—	資金貸借	資金貸付(注) 2、3	△0	貸出金	81
							受入利息(注) 2、3	1	前受収益	0
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社等	大上木材企業組合(注) 4	勝浦郡上勝町	3	製材業	—	資金貸借	資金貸付(注) 2	—	貸出金	16
							受入利息(注) 2	0	前受収益	0

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 当行取締役監査等委員浜尾克也氏の近親者が議決権を100%所有しております。

2. 取引条件等は一般取引先と同様であります。

3. 浜尾克也氏は2023年6月29日付で当行取締役監査等委員に就任しておりますので、上記の取引金額については同日以降のものを記載しております。

4. 当行取締役監査等委員橋爪正樹氏の近親者が業務執行を決定する権限を100%所有しております。

(株主資本等変動計算書関係)

1. 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当 事 業 年 度 期 首 株 式 数	当 事 業 年 度 増 加 株 式 数	当 事 業 年 度 減 少 株 式 数	当 事 業 年 度 末 株 式 数	摘 要
自 己 株 式					
普 通 株 式	273	669	14	927	(注) 1, 2
合 計	273	669	14	927	

(注) 1. 当事業年度期首及び当事業年度末の自己株式数には、役員報酬 B I P 信託が保有する当行株式が186千株及び283千株含まれております。

2. 普通株式数の増加669千株は、単元未満株式の取得1千株、市場買付け555千株及び役員報酬 B I P 信託による当行株式の取得112千株によるものであります。

普通株式数の減少14千株は、役員報酬 B I P 信託による当行株式の交付等14千株によるものであります。

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。

1. 売買目的有価証券（2024年3月31日現在）

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券（2024年3月31日現在）

該当ありません。

3. 子会社・子法人等株式等及び関連法人等株式等（2024年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び出資金	—	—	—
関連法人等株式及び出資金	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 上表に含まれない市場価格のない株式等の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式及び出資金	14,535
関連法人等株式及び出資金	50

4. その他有価証券（2024年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取 得 原 価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株 式	158,882	49,103	109,778
	債 券	136,824	133,910	2,913
	国 債	55,045	53,194	1,850
	地 方 債	29,465	28,997	467
	短期社債	—	—	—
	社 債	52,313	51,718	595
	その他	177,096	146,424	30,671
	小 計	472,803	329,438	143,364
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株 式	1,742	1,905	△163
	債 券	450,048	465,664	△15,615
	国 債	102,012	108,345	△6,332
	地 方 債	129,066	132,197	△3,131
	短期社債	—	—	—
	社 債	218,969	225,120	△6,151
	その他	104,733	109,371	△4,637
	小 計	556,523	576,941	△20,417
合 計		1,029,327	906,380	122,947

（注）上表に含まれない市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式	5,842
組合出資金	10,486

組合出資金については「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号2021年6月17日）第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）
該当ありません。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	2,907	1,287	154
債券	136,980	1,255	897
国債	83,061	1,176	170
地方債	20,007	10	420
短期社債	—	—	—
社債	33,911	68	306
その他	17,904	1,616	608
合計	157,791	4,159	1,660

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（市場価格のない株式等及び組合出資金を除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は198百万円（株式198百万円）であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、時価が取得原価に比べて50%以上下落した場合、又は、30%以上50%未満下落した場合において、過去の一定期間における時価の推移並びに当該発行会社の業績等を勘案した基準により行っております。

なお、上記のほか、市場価格のない株式等及び組合出資金の減損処理額は9百万円（株式9百万円）であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	8,914百万円
減価償却	707百万円
その他	2,341百万円
繰延税金資産小計	11,963百万円
評価性引当額	△2,803百万円
繰延税金資産合計	9,160百万円
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△245百万円
その他有価証券評価差額金	△37,145百万円
繰延ヘッジ損益	△1,064百万円
繰延税金負債合計	△38,455百万円
繰延税金負債の純額	△29,294百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	8,046円01銭
1株当たりの当期純利益金額	276円06銭

(注) 1. 役員報酬BIP信託が保有する当行株式は株主資本において自己株式として計上しており、1株当たりの純資産額及び1株当たりの当期純利益金額の算定上、期末発行済株式総数並びに期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

当事業年度において控除した当該自己株式の期末株式数は283千株、期中平均株式数は247千株であります。

(ご参考)

第212期末信託財産残高表
(2024年 3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
有 価 証 券	82	金 銭 信 託	339
現 金 預 け 金	257		
合 計	339	合 計	339

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 共同信託他社管理財産 一百万円
3. 元本補填契約のある信託については取扱残高はありません。

連結貸借対照表 (2024年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額
資産の部	
現金預け金	402,273
買入金銭債権	720
有価証券	1,050,522
貸出金	2,342,731
外国為替	7,247
リース債権及びリース投資資産	32,469
その他資産	54,057
有形固定資産	38,346
建物	15,334
土地	20,537
建設仮勘定	419
その他の有形固定資産	2,055
無形固定資産	3,992
ソフトウェア	3,879
その他の無形固定資産	112
繰延税金資産	293
支払承諾見返	9,302
貸倒引当金	△ 19,397
資産の部合計	3,922,560

科目	金額
負債の部	
預金	3,197,431
譲渡性預金	134,458
コールマネー及び売渡手形	4,996
債券貸借取引受入担保金	4,315
借入金	158,036
外国為替	11
社債	487
その他負債	46,800
賞与引当金	25
役員賞与引当金	52
役員退職慰労引当金	12
株式報酬引当金	313
睡眠預金払戻損失引当金	141
偶発損失引当金	1,398
繰延税金負債	29,638
再評価に係る繰延税金負債	2,514
支払承諾	9,302
負債の部合計	3,589,938
純資産の部	
資本金	23,452
資本剰余金	20,106
利益剰余金	197,890
自己株式	△ 2,541
株主資本合計	238,908
その他有価証券評価差額金	86,523
繰延ヘッジ損益	2,430
土地再評価差額金	4,759
その他の包括利益累計額合計	93,713
純資産の部合計	332,622
負債及び純資産の部合計	3,922,560

連結損益計算書 (2023年 4 月 1 日から 2024年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

科目	金額	
経常収益		76,107
資金運用収益	44,688	
貸出金利息	25,806	
有価証券利息配当金	16,032	
コールローン利息及び買入手形利息	2,419	
預け金利息	426	
その他の受入利息	3	
信託報酬	2	
役務取引等収益	10,001	
その他業務収益	17,513	
その他経常収益	3,901	
償却債権取立益	941	
その他の経常収益	2,960	
経常費用		59,482
資金調達費用	8,547	
預金利息	925	
譲渡性預金利息	10	
コールマネー利息及び売渡手形利息	453	
債券貸借取引支払利息	262	
借入金利息	45	
社債利息	2	
その他の支払利息	6,848	
役務取引等費用	1,298	
その他業務費用	15,353	
営業経費	30,478	
その他経常費用	3,805	
貸倒引当金繰入額	2,647	
その他の経常費用	1,157	
経常利益		16,624
特別利益		12
固定資産処分益	12	
特別損失		663
固定資産処分損	109	
減損損失	553	
税金等調整前当期純利益		15,973
法人税、住民税及び事業税	4,956	
法人税等調整額	△ 246	
法人税等合計		4,710
当期純利益		11,263
親会社株主に帰属する当期純利益		11,263

連結株主資本等変動計算書 (2023年4月1日から
2024年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	23,452	20,106	189,153	△846	231,866
当期変動額					
剰余金の配当			△2,559		△2,559
親会社株主に帰属する 当期純利益			11,263		11,263
自己株式の取得				△1,747	△1,747
自己株式の処分				51	51
土地再評価差額金の取崩			33		33
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	—	8,736	△1,695	7,041
当期末残高	23,452	20,106	197,890	△2,541	238,908

(単位：百万円)

	その他の包括利益累計額				純資産合計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	土 地 再 評 価 差 額 金	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当期首残高	42,401	△297	4,792	46,896	278,763
当期変動額					
剰余金の配当					△2,559
親会社株主に帰属する 当期純利益					11,263
自己株式の取得					△1,747
自己株式の処分					51
土地再評価差額金の取崩					33
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	44,121	2,727	△33	46,816	46,816
当期変動額合計	44,121	2,727	△33	46,816	53,858
当期末残高	86,523	2,430	4,759	93,713	332,622

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類の作成方針

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

1. 連結の範囲に関する事項

- (1) 連結される子会社及び子法人等 7社

会社名

阿波銀保証株式会社
阿波銀カード株式会社
阿波銀コンサルティング株式会社
阿波銀コネクト株式会社
阿波銀キャピタル株式会社
阿波銀リース株式会社
あわぎん成長企業投資事業有限責任組合

(連結の範囲の変更)

阿波銀キャピタル株式会社は、設立により当連結会計年度から連結の範囲に含めております。

- (2) 非連結の子会社及び子法人等 3社

会社名

あわぎん6次産業化投資事業有限責任組合
あわぎん事業承継投資事業有限責任組合
あわぎん未来創造投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

- (1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当事項はありません。

- (2) 持分法適用の関連法人等

該当事項はありません。

- (3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 3社

会社名

あわぎん6次産業化投資事業有限責任組合
あわぎん事業承継投資事業有限責任組合
あわぎん未来創造投資事業有限責任組合

(4) 持分法非適用の関連法人等 2 社

会社名

四国アライアンスキャピタル株式会社

S h i k o k u ブランド株式会社

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

なお、あわぎん地方創生投資事業有限責任組合は、2023年5月31日に清算終了しております。

3. のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、発生年度に全額償却しております。

連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

1. 会計方針に関する事項

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

当行のデリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(3) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物 19年～50年

そ の 他 4 年～ 8 年

② 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

(4) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお

書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額（以下、「非保全額」という。）に対する予想損失額を計上しております。予想損失額は、3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づく予想損失率により算定しており、予想損失率には、当行が必要と認める下限値を設定しております。

「資本的劣後ローン（早期経営改善特例型）」や「十分な資本的性質が認められる借入金」については、「資本性適格貸出金に対する貸倒見積高の算定及び銀行等金融機関が保有する貸出債権を資本性適格貸出金に転換した場合の会計処理に関する監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第32号2020年9月9日）に基づき算定しております。

上記以外の債権については、今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づく予想損失率により算定しております。ただし、「道路貨物運送業」の業種に属する債務者のうち、業況が低調または不安定な債務者については、債権額に、今後発生が見込まれる信用リスクの増加を勘案した予想損失率を乗じた額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,170百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、資産の自己査定結果に基づき、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認めた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

(5) 賞与引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(6) 役員賞与引当金の計上基準

当行の役員賞与引当金は、役員への賞与の支払いに備えるため、役員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 役員退職慰労引当金の計上基準

連結される子会社及び子法人等の役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

(8) 株式報酬引当金の計上基準

当行の株式報酬引当金は、役員への当行株式の交付等に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に対する株式給付債務の見込額のうち、当連結会計年度末までに発生していると認められる額を計上しており

ます。

(9) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

当行の睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(10) 偶発損失引当金の計上基準

当行の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。

(11) 退職給付に係る会計処理の方法

当行並びに連結される子会社及び子法人等はリスク分担型企業年金制度及び確定拠出年金制度を採用しており、要拠出額をもって費用処理をしております。

(12) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(13) 収益及び費用の計上基準

(イ) ファイナンス・リース取引に係る収益及び費用の計上基準

リース料受取時に売上高と売上原価を計上する方法によっております。

(ロ) 顧客との取引に係る収益の計上方法

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号2020年3月31日)及び「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号2021年3月26日)を適用しており、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

当行並びに連結される子会社及び子法人等は、次の5つのステップを適用し顧客との取引に関する収益を認識しています。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

当行並びに連結される子会社及び子法人等の顧客との取引に関する収益は、主として約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で認識される取引サービスに係るものであり、為替業務等に係る手数料、資金取引等に係る手数料、証券業務等に係る手数料、代理業務等に係る手数料、その他銀行サービスの提供等に係る手数料等が含まれます。

(14) 重要なヘッジ会計の方法

(イ) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第24号2022年3月17日。以下、「業種別委員会実務指針第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる

預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。なお、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同一のヘッジについては、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動をほぼ相殺しているため、有効性の評価を省略しております。

(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別委員会実務指針第25号2020年10月8日。以下、「業種別委員会実務指針第25号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

1. 貸倒引当金

(1) 当連結会計年度に係る連結計算書類に計上した額

貸倒引当金 19,397百万円

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

① 算出方法

貸倒引当金の算出方法は、「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項」[1. 会計方針に関する事項 (4) 貸倒引当金の計上基準]に記載しております。

② 主要な仮定

主要な仮定は、「債務者の将来の業績見通し」であります。「債務者の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

また、「道路貨物運送業」においては、燃料費や人件費の上昇が業績に与える影響が強まっており、加えて2024年度以降は運転手の労働時間に上限が課せられることから更なるコストの増加などの懸念があります。このため、当該業種の一定の債務者については、他の業種と比べて信用リスクが高まると仮定し追加的な貸倒引当金を計上しております。これによる貸倒引当金の増加額は、1,106百万円であります。

③ 翌連結会計年度に係る連結計算書類に及ぼす影響

個別貸出先の業績変化及び「道路貨物運送業」における環境の変化が、当連結会計年度末の見積りに用いた仮定と大きく異なる場合は、翌連結会計年度に係る連結計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

会計上の見積りの変更

(貸倒引当金の計上方法の変更)

当行の貸倒引当金については、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先以外の債権のうち、「宿泊業」、「飲食業」など新型コロナウイルス感染症の影響が大きい業種の一定の条件に該当する債務者に係る債権については、次のとおり予想損失額を算定しておりました。

- ① 条件変更を行っていない債務者については、債権額に、条件変更を行った際に発生が見込まれる信用リスクの増加を勘案した予想損失率を乗じた額を計上
- ② 条件変更を行っている債務者については、債務者区分に応じた予想損失額に加え、非保全額に一定の毀損率を乗じた額を計上

しかしながら、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」における「感染症」の位置づけが「5類感染症」に移行し、「宿泊業」、「飲食業」などの業種においても影響が薄れているとみられることから、当連結会計年度末において追加的な引当は計上しておりません。これによる貸倒引当金の減少額は、583百万円であります。

一方、「道路貨物運送業」においては、燃料費や人件費の上昇が業績に与える影響が強まっており、加えて2024年度以降は運転手の労働時間に上限が課せられることから更なるコストの増加などの懸念があります。このため、当該業種の一定の債務者については、他の業種と比べて信用リスクが高まると仮定し追加的な貸倒引当金を計上しております。これによる貸倒引当金の増加額は、1,106百万円であります。

この見積りの変更により、当連結会計年度末の貸倒引当金は522百万円増加し、当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益はそれぞれ522百万円減少しております。

追加情報

(役員報酬B I P 信託)

当行は、中長期的な業績の向上と企業価値増大への貢献意識を高めることを目的とし、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役である者を除く。）及び執行役員（取締役と併せて以下、「取締役等」という。）を対象に、「役員報酬B I P 信託」による業績連動型株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入しております。なお、2023年7月24日開催の取締役会決議に基づき、本制度の信託期間を2023年8月31日から2028年8月31日まで5年間延長いたしました。また、224百万円を追加拠出し、2023年8月に株式市場から当行株式112千株を取得いたしました。

1. 取引の概要

当行が定める株式交付規程に基づき、取締役等に対し、業績及び役位に応じてポイントを付与し、そのポイントに応じた当行株式及びその換価処分金相当額の金銭を退任時に信託を通じて交付及び給付します。

2. 信託が保有する当行の株式に関する事項

- (1) 信託が保有する当行の株式は、株主資本において自己株式として計上しております。
- (2) 信託における当連結会計年度末の帳簿価額は840百万円であります。
- (3) 信託が保有する当行の株式の当連結会計年度末の株式数は283千株であります。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 無担保の消費貸借契約（債券貸借取引）により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の国債に64,560百万円含まれております。
2. 銀行法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、連結貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金、支払承諾見返、リース債権及びリース投資資産の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）であります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	18,563百万円
危険債権額	24,952百万円
三月以上延滞債権額	807百万円
貸出条件緩和債権額	4,720百万円
合計額	49,043百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

3. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、7,818百万円であります。

4. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 179,631百万円

担保資産に対応する債務

預金 6,641百万円（日本銀行代理店契約によるもの）

債券貸借取引受入担保金 4,315百万円

借入金 142,600百万円

上記のほか、為替決済、公金事務取扱等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券1,391百万円及びその他資産20,042百万円（中央清算機関差入証拠金20,000百万円、その他の資産42百万円）を差し入れております。

また、その他資産には、金融商品等差入担保金9,668百万円及び保証金288百万円が含まれております。

5. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、383,343百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが373,172百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

6. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1999年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条のうち第1号に定める地価公示価格、第2号に定める基準地標準価格に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 6,713百万円

7. 有形固定資産の減価償却累計額 32,013百万円

8. 有形固定資産の圧縮記帳額 673百万円

9. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は16,856百万円であります。

(連結損益計算書関係)

1. 「その他の経常収益」には、株式等売却益2,802百万円を含んでおります。
2. 「その他の経常費用」には、貸出金償却11百万円、株式等売却損636百万円及び株式等償却237百万円を含んでおります。
3. 営業利益の減少によるキャッシュ・フローの低下及び地価の下落した事業用資産等並びに移転・建替えの決定に伴い除却を予定している資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額553百万円を減損損失として特別損失に計上しております。

区 分	地 域	主な用途	種 類	減損損失
稼動資産	徳島県内	営業店舗等	14か所	土地及び建物
				(うち土地
				(うち建物
遊休資産	徳島県内	遊休資産	3か所	土地
合 計				土地及び建物
				(うち土地
				(うち建物

グルーピングの方法

当行の資産のグルーピングの方法は、管理会計上の最小区分である営業店単位（ただし、連携して営業を行っている営業店グループは当該グループ単位）で行っております。また、連結される子会社及び子法人等は各社を一つの単位としてグルーピングを行っております。

回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は、正味売却価額により測定しており、「不動産鑑定評価基準」に準拠して評価した額から処分費用見込額を控除して算定しております。ただし、移転・建替えの決定に伴い除却を予定している資産については回収可能価額を零としております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	当連結会計年度期首 株 式 数	当連結会計年度 増 加 株 式 数	当連結会計年度 減 少 株 式 数	当連結会計年度末 株 式 数	摘 要
発 行 済 株 式					
普 通 株 式	41,040	—	—	41,040	
合 計	41,040	—	—	41,040	
自 己 株 式					
普 通 株 式	273	669	14	927	(注) 1、2
合 計	273	669	14	927	

(注) 1. 当連結会計年度期首及び当連結会計年度末の自己株式数には、役員報酬 B I P 信託が保有する当行株式が186千株及び283千株含まれております。

2. 自己株式の普通株式数の増加669千株は、単元未満株式の取得 1 千株、市場買付け555千株及び役員報酬 B I P 信託による当行株式の取得112千株によるものであります。

自己株式の普通株式数の減少14千株は、役員報酬 B I P 信託による当行株式の交付等14千株によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決 議)	株 式 の 種 類	配当金の 総 額	1 株当たり 配 当 額	基 準 日	効 力 発 生 日
2023年5月12日 取締役会	普通株式	1,126百万円	27.50円	2023年3月31日	2023年6月12日
2023年11月10日 取締役会	普通株式	1,433百万円	35.00円	2023年9月30日	2023年12月5日
合 計		2,559百万円			

- (注) 1. 2023年5月12日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P 信託が保有する当行株式に対する配当金が5百万円含まれております。
2. 2023年11月10日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P 信託が保有する当行株式に対する配当金が9百万円含まれております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

(決 議)	株式の 種類	配当金の 総 額	配当の原資	1 株当たり 配 当 額	基 準 日	効力発生日
2024年5月10日 取締役会	普通株式	1,615百万円	その他 利益剰余金	40.00円	2024年3月31日	2024年6月10日

- (注) 配当金の総額には、役員報酬B I P 信託が保有する当行株式に対する配当金が11百万円含まれております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心にリース業務などの金融サービスを提供しており、主に預金で調達した資金を、貸出金や有価証券などで運用しております。

この金融資産及び金融負債の健全かつ効率的運営を行うため、資産・負債の総合管理（ALM）を実施し、その一環としてデリバティブ取引を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として国内の法人及び個人に対する貸出金であり、国内景気や融資先の経営状況の悪化等によってもたらされる信用リスクを内包しております。なお、当行グループの与信内容は、特定の先に集中することなく小口分散されております。また、有価証券は、債券、株式、投資信託等に投資しており、これらは、それぞれ発行体の信用リスク、金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクを内包しております。なお、当行グループは、安全性の高い国債、地方債等を中心にポートフォリオを組成しております。

当行グループが保有する金融負債は、主として国内の法人及び個人からの預金であり、風評等に伴う予期せぬ資金流出により必要な資金の確保が困難になる流動性リスクを内包しております。なお、当行グループでは、資金の逼迫をもたらすことのないよう、資産の健全性と信用の維持・向上に努めるほか、常に余裕を持った資金繰りを行っております。

当行のデリバティブ取引には、金利スワップ取引、通貨スワップ取引、為替予約取引、通貨オプション取引及び債券先物取引等があります。これらは、資産・負債に係る将来の金利変動、価格変動及び為替変動のリスクを回避しつつ、収益を確保するとともに多様な金融サービスに対するお客さまのニーズに応えることを目的として行っております。

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、業種別委員会実務指針第24号に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の（残存）期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。なお、ヘッジ手段とヘッジ対象の条件がほぼ同一のヘッジについては、ヘッジ開始時及びその後も継続して相場変動又はキャッシュ・フロー変動をほぼ相殺しているため、有効性の評価を省略しております。

また、当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、業種別委員会実務指針第25号に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、デリバティブ取引には市場リスクや信用リスクを内包しておりますが、当行のデリバティブ取引は、銀行業務の健全な運営に資するものに限定しており、仕組みが複雑で投機的な取引は行っておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当行の金融商品に係るリスク管理体制については、以下のとおりであります。なお、連結される子会社及び子法人等におけるリスク管理体制については、当行のリスク管理体制に準じております。

① 信用リスクの管理

当行では、「信用リスク管理方針」を定め、各部門において適切にリスク管理を実行し、信用リスクを有する資産の健全性の維持・向上、及び最適なポートフォリオの構築に努めております。また、信用リスク管理手法の見直しを継続的に行い、その高度化を図っております。

資産の健全性を維持・向上させるため、本部審査部門は従来から一貫して営業推進部門等からの独立性を確保し、適切な審査・管理を行う態勢としております。また、リスク統括部が信用格付・自己査定 の検証、与信ポートフォリオ管理等により、営業店や本部審査部門に対して牽制機能を発揮するとともに、信用格付・自己査定制度の更なる充実に取組んでおります。

② 市場リスクの管理

イ 金利リスク、価格変動リスク及び為替変動リスクの管理

当行では、「経営体力の範囲内で適正な市場リスクをとり、収益の安定的向上を図るため、当行の有する市場リスクを的確に把握するとともに、経営体力、業務の規模・特性に見合った管理・コントロールを実施する」を基本方針とし、管理態勢の充実に努め、市場リスクの最適化を図っております。

市場担当部署では、市場取引を行う部署（フロントオフィス）と事務管理・リスク管理を行う部署（バックオフィス・ミドルオフィス）を分離した形で設置し、ミドルオフィスが定期的に損益状況や市場リスクを計測し、経営陣に報告する態勢としております。

また、担当部署とは独立した部署（リスク統括部）においてもリスク量、損益状況等をモニタリングし、定期的にALM委員会に報告するとともに、今後の対応についても協議を行う等、リスク管理の一層の強化に努めております。

具体的な管理手法としては、VaR（バリュー・アット・リスク）法を用いて、金利リスク、価格変動リスク及び為替変動リスクの統合管理を行っております。

また、円金利リスクについては、預金・貸出金を含めた銀行全体でのリスクをギャップ分析、現在価値分析、BPV（ベシス・ポイント・バリュー）法などによりきめ細かく管理しております。

ロ 市場リスクに係る定量的情報

当行では、市場リスクに関するVaRの算定にあたっては、分散共分散法（保有期間60営業日（政策株式は120営業日）、信頼区間99%、観測期間250営業日）を採用しております。

当連結会計年度末における市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で76,579百万円であります。

なお、預貸金の金利リスクについては、流動性預金のうち、引き出されることなく長期間滞留する預金をコア預金として、内部モデルにより最長10年の満期に振り分け、金利リスクを認識しております。

また、当行では、モデルが算出するV a R と仮想損益（リスク量計測時点のポートフォリオを固定した場合に保有期間後に発生したと想定される損益）を比較するバックテストを定期的を実施しており、使用する計測モデルは十分な精度により市場リスクを捕捉しているものと考えております。ただし、V a R は過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

③ 調達に係る流動性リスクの管理

当行では、資金の逼迫をもたらすことのないよう資産の健全性と信用の維持に努めるほか、常に余裕を持った資金繰りを行うことができるよう資金調達や運用状況の分析を日々綿密に行うとともに、国債等の換金性の高い資産については健全な保有比率を維持しております。

また、資金繰り逼迫時の対応をまとめた危機管理対策を予め策定し、流動性リスク管理に万全を期しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2024年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注1）参照）。

また、現金は注記を省略しており、預け金のうち日銀預け金、コールローン及び買入手形、外国為替（資産・負債）、コールマネー及び売渡手形並びに債券貸借取引受入担保金は、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 預け金（日銀預け金を除く）	26,141	26,053	△87
(2) 買入金銭債権	720	720	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	—	—	—
その他の有価証券	1,031,900	1,031,900	—
(4) 貸出金	2,342,731		
貸倒引当金（*1）	△18,593		
	2,324,137	2,326,354	2,216
(5) リース債権及びリース投資資産	32,469		
貸倒引当金（*1）	△731		
	31,737	33,804	2,066
資産計	3,414,638	3,418,833	4,195
(1) 預金	3,197,431	3,197,602	171
(2) 譲渡性預金	134,458	134,460	2
(3) 借入金	158,036	157,981	△54
負債計	3,489,926	3,490,045	119
デリバティブ取引（*2）			
ヘッジ会計が適用されていないもの	103	103	—
ヘッジ会計が適用されているもの（*3）	(9,909)	(9,909)	—
デリバティブ取引計	(9,805)	(9,805)	—

（*1）貸出金並びにリース債権及びリース投資資産に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（*2）その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。

デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、（ ）で表示しております。

(※3) ヘッジ対象である貸出金等の相場変動の相殺のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。

(注1) 市場価格のない株式等及び組合出資金の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含まれておりません。

(単位：百万円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式 (※1) (※2)	7,934
組合出資金 (※3)	10,687

(※1) 非上場株式については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第19号 2020年3月31日) 第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(※2) 当連結会計年度において、非上場株式について39百万円減損処理を行っております。

(※3) 組合出資金については、「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日) 第24-16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

(注2) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預け金(日銀預け金を除く)	1,141	25,000	—	—	—	—
買入金銭債権	720	—	—	—	—	—
有価証券						
満期保有目的の債券	—	—	—	—	—	—
その他有価証券のうち満期があるもの	85,276	80,901	171,945	72,296	88,687	193,138
貸出金 (※1)	445,010	452,000	417,903	269,484	289,912	406,649
リース債権及びリース投資資産 (※2)	8,835	13,276	7,432	1,922	469	26
合 計	540,984	571,178	597,281	343,703	379,069	599,815

(※1) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない42,712百万円、期間の定めのないもの19,058百万円は含めておりません。

(※2) リース債権及びリース投資資産のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない507百万円は含めておりません。また、期間の定めのないものはありません。

(注3) 社債、借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 3年以内	3年超 5年以内	5年超 7年以内	7年超 10年以内	10年超
預金(*)	3,037,623	126,918	27,231	754	4,903	—
譲渡性預金	134,458	—	—	—	—	—
借入金	40,240	58,751	58,043	688	143	169
合 計	3,212,322	185,669	85,275	1,442	5,046	169

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品
当連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
買入金銭債権	—	—	5	5
有価証券				
その他有価証券				
国債・地方債等	157,058	158,531	—	315,589
社債	—	254,055	16,742	270,798
株式	163,687	—	—	163,687
その他	103,536	178,288	—	281,825
デリバティブ取引（*1）				
金利関連	—	3,884	—	3,884
通貨関連	—	8,072	—	8,072
資産計	424,282	602,833	16,747	1,043,863
デリバティブ取引（*1）				
金利関連	—	404	—	404
通貨関連	—	21,358	—	21,358
負債計	—	21,763	—	21,763

（*1）ヘッジ対象である貸出金等の相場変動の相殺のためにヘッジ手段として指定した金利スワップ等であり、主に繰延ヘッジを適用しております。

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品
当連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
預け金（日銀預け金を除く）	—	26,053	—	26,053
買入金銭債権	—	—	715	715
貸出金	—	—	2,326,354	2,326,354
リース債権及びリース投資資産	—	—	33,804	33,804
資産計	—	26,053	2,360,874	2,386,927
預金	—	3,197,602	—	3,197,602
譲渡性預金	—	134,460	—	134,460
借入金	—	144,336	13,645	157,981
負債計	—	3,476,400	13,645	3,490,045

（注 1）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

資 産

預け金（日銀預け金を除く）

預け金（日銀預け金を除く）のうち、満期のないもの及び約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。満期があり約定期間が長期間（1年超）のものは、デリバティブ内包型預金であり、時価は金利及びインプライド・ボラティリティ等の観察可能なインプットを用いた金融機関から提示された価額に基づき算定しております。当該時価はレベル2の時価に分類しております。

買入金銭債権

買入金銭債権のうち、信託受益権については、有価証券に準じて算定しております。また、ファクタリングについては、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

有価証券

有価証券については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル1の時価に分類しております。主に上場株式や国債がこれに含まれます。

公表された相場価格を用いていたとしても市場が活発でない場合にはレベル2の時価に分類しております。主に地方債、社債、その他の証券がこれに含まれます。また、市場における取引価格が存在しない投資信託について、解約又は買戻請求に関して市場参加者からリスクの対価を求められるほどの重要

な制限がない場合には基準価額を時価とし、レベル2の時価に分類しております。

相場価格が入手できない場合には、将来キャッシュ・フローの割引現在価値法などの評価技法を用いて時価を算定しております。評価に当たっては観察可能なインプットを最大限利用しており、インプットには、TIBOR、スワップ金利等が含まれます。また、社債のうち銀行保証付私募債のインプットには、信用スプレッド（発行体の内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規引受を行った場合に想定される利率）が含まれます。なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債券等については、保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債券等計上額から貸倒見積高を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。算定に当たり重要な観察できないインプットを用いている場合には、レベル3の時価に分類しております。

貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、信用スプレッド（貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率）で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

リース債権及びリース投資資産

リース債権及びリース投資資産については、債務者区分ごとに貸倒実績率等を考慮した将来キャッシュ・フローを、連結決算日時点の市場金利で割り引いて時価を算定しております。なお、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。当該時価はレベル3の時価に分類しております。

負債

預金、及び譲渡性預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、変動金利定期預金、規制定期預金、非居住者円定期預金及び外貨定期預金については、重要性が乏しいこと等から、当該帳簿価額を時価としております。定期性預金及び譲渡性預金の時価は、その種類及び期間ごとに区分して、将来キャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。なお、預入期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行並びに連結される子会社及び子法人等の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。また、約定期間が短期間（１年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。当該時価はレベル２の時価に分類しております。

固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定し、時価としております。当該時価はレベル３の時価に分類しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引については、活発な市場における無調整の相場価格を利用できるものはレベル１の時価に分類しており、主に債券先物取引や金利先物取引がこれに含まれます。

ただし、大部分のデリバティブ取引は店頭取引であり、公表された相場価格が存在しないため、取引の種類や満期までの期間に応じて割引現在価値法やブラック・ショールズ・モデル等の評価技法を利用して時価を算定しております。それらの評価技法で用いている主なインプットは、金利や為替レート、ボラティリティ等であります。観察できないインプットを用いていない又はその影響が重要でない場合はレベル２の時価に分類しており、プレイン・バニラ型の金利スワップ取引、通貨スワップ取引、通貨オプション取引、為替予約取引等が含まれます。

(注 2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品のうちレベル 3 の時価に関する情報

(1) 重要な観察できないインプットに関する定量的情報 (2024年 3月31日現在)

区分	評価技法	重要な観察できない インプット	インプットの範囲	インプットの 加重平均
有価証券 其他有価証券 社債	割引現在価値法	信用スプレッド	0.160～4.533%	0.657%

(2) 期首残高から期末残高への調整表、当期の損益に認識した評価損益 (2024年 3月31日現在)

(単位：百万円)

区分	期首残高	当期の損益又は その他の包括利益		購入、売却、発行 及び決済 の純額	レベル 3 の 時価への 振替	レベル 3 の 時価からの 振替	期末残高	当期の損益に計上した 額のうち連結貸借対照 表において保有する金 融資産及び金融負債の 評価損益 (*1)
		損益に計上 (*1)	その他の 包括利益に 計上 (*2)					
買入金銭債権	103	—	△0	△97	—	—	5	—
有価証券								
其他有価証券								
社債	18,448	21	42	△1,770	—	—	16,742	—

(*1) 連結損益計算書の「その他業務収益」に含まれております。

(*2) 連結包括利益計算書の「その他の包括利益」の「其他有価証券評価差額金」に含まれております。

(3) 時価の評価プロセスの説明

当行グループはリスク管理部門において時価の算定に関する方針及び手続を定めており、これに沿って各取引部門が時価を算定しております。算定された時価は、評価部門において、時価の算定に用いられた評価技法及びインプットの妥当性並びに時価のレベルの分類の適切性を検証しております。検証結果は毎期リスク管理部門に報告され、時価の算定の方針及び手続に関する適切性が確保されております。

時価の算定に当たっては、個々の資産の性質、特性及びリスクを最も適切に反映できる評価モデルを用いております。また、第三者から入手した相場価格を利用する場合においても、利用されている評価技法及びインプットの確認や類似の金融商品の時価との比較等の適切な方法により価格の妥当性を検証しております。

(4) 重要な観察できないインプットを変化させた場合の時価に対する影響に関する説明

社債のうち銀行保証付私募債の時価の算定で用いている重要な観察できないインプットは、信用スプレッドであります。このインプットの著しい増加（減少）は、それ単独では、時価の著しい低下（上昇）を生じさせることとなります。

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報 (2024年3月31日)

(単位：百万円)

	報告セグメント			調整額	連結損益計算書 計上額
	銀行業	リース業	計		
役務取引等収益	8,657	—	8,657	—	8,657
預金・貸出業務	1,001	—	1,001	—	1,001
為替業務	1,359	—	1,359	—	1,359
証券関連業務	2,359	—	2,359	—	2,359
代理業務	1,288	—	1,288	—	1,288
その他	2,648	—	2,648	—	2,648
顧客との契約から生じる 経常収益	8,657	—	8,657	—	8,657
上記以外の経常収益	51,380	16,069	67,449	—	67,449
外部顧客に対する経常収益	60,037	16,069	76,107	—	76,107

2. 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「連結計算書類作成のための基本となる重要な事項 1. 会計方針に関する事項 (13) 収益及び費用の計上基準」に記載の通りです。

(1 株当たり情報)

1 株当たりの純資産額 8,292円28銭

1 株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額 277円28銭

(注) 役員報酬B I P信託が保有する当行株式は株主資本において自己株式として計上しており、1株当たりの純資産額及び1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額の算定上、期末発行済株式総数並びに期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めております。

当連結会計年度において控除した当該自己株式の期末株式数は283千株、期中平均株式数は247千株であります。

会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月8日

株式会社 阿波銀行

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員

公認会計士 黒 木 賢一郎

業務執行社員

指定有限責任社員

公認会計士 三 井 孝 晃

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社阿波銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの第212期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあるかと判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2024年5月8日

株式会社 阿波銀行

取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

大阪事務所

指定有限責任社員 公認会計士 黒 木 賢一郎

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 三 井 孝 晃

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社阿波銀行の2023年4月1日から2024年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社阿波銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあるかと判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告書

監査報告書

当監査等委員会は、2023年4月1日から2024年3月31日までの第212期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果について以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号口およびハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施いたしました。

- （1）監査等委員会が定めた監査等委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、当行の内部監査部門および内部統制部門と連携の上、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部および主要な営業店において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤の監査等委員が各社の監査役に就任し、それぞれ取締役会等に出席して意思決定を監視するほか、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- （2）会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書ならびに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

（3）連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2024年5月9日

株式会社 阿波銀行 監査等委員会

常勤監査等委員 浜 尾 克 也（自署）㊞

監 査 等 委 員 園 木 宏（自署）㊞

監 査 等 委 員 米 林 彰（自署）㊞

監 査 等 委 員 野 田 聖 子（自署）㊞

監 査 等 委 員 矢 部 剛（自署）㊞

監 査 等 委 員 橋 爪 正 樹（自署）㊞

- （注）1. 監査等委員 園木宏、米林彰、野田聖子、矢部剛および橋爪正樹は、会社法第2条第15号および第331条第6項に規定する社外取締役であります。
2. 常勤監査等委員 大西康生は、2024年3月31日辞任いたしました。なお、監査等委員の員数につきましては、法令および定款の規定を満たしております。

以 上